
プロジェクト **資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い**

項目 **第 510 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 510 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 21 日開催）の審議で事務局によるコメント対応案について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局によるコメント対応案について聞かれた意見

預託電子決済手段に係る取扱いについて

2. 項目9)への対応案前段に関して、預託の法的な解釈は難しいため、法律上の権利の移転に言及しない現状の記載は適切と考える。
3. 項目9)への対応案後段について、総額又は純額の判断基準を明確化することはできないという端的な記載を修正しているが、修正前のように、他の資産の預託との比較により判断基準を明確化することは仲介業者等が利用者から資産の預託を受けた場合の原則的な考え方を示すかのような誤解を生じさせる可能性があるため本実務対応報告の範囲を超えることになると記載した方が、質問に対応した回答となり、対応案としてより適切であると考えられるため見直しを検討いただきたい。

貸借対照表上の表示について

4. 項目13)への対応案について、会計基準において貸借対照表上の現金及び預金の範囲を定めていないことのみを明確化が難しい理由として挙げるだけでは趣旨が十分に伝わらないと考えられる。開示規則等との関係や、現金の定義を修正した場合には影響が広範にわたり、その検討には相当な時間が掛かるため、今回の基準改正のタイミングで決めることは困難であるといった点も記載した方がよいと考える。

以 上